

## 2 関係機関の機能充実

### 【保健福祉センター（保健所）】

#### （1）現状と課題

■精神保健福祉、感染症対策、難病対策、食品衛生などの専門的かつ技術的業務の充実や、市町や医療関係者に対する支援機能の強化に加え、母親の育児不安解消から児童虐待の相談・援助などの機能の強化、健康危機管理の中核的機関としての強化を図る必要がある。

①保健福祉センターの保健所機能としては、広域的、専門的かつ技術的な地域保健（公衆衛生）活動の中心となる行政機関として、医療機関等関係機関・団体等と連携をとりながら、県民の健康水準の向上や健康づくり、また、食品衛生や環境衛生、公衆衛生、環境保全の確保、健康危機管理などに大きな役割を果たしている。

②保健福祉センターの保健所機能の強化にあたっては、国の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域特性や住民のニーズ等を充分考慮し、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として住民へのきめ細かなサービスの提供と総合的な地域保健対策の強化を図るため、以下の事項を推進することが重要である。

ア 精神保健福祉、感染症・結核・エイズ対策、難病対策や食品衛生、環境衛生などの専門的かつ技術的業務の充実及び母子保健福祉、高齢者保健福祉、障害者福祉、精神保健福祉など市町が実施するサービスに対する専門的かつ技術的支援の充実

イ 地域保健福祉の総合的サービスの提供に向け、企画調整機能の強化とそのため  
の情報収集、調査研究、専門技術職員の研修機能の充実

ウ 感染症や食中毒、災害など地域における健康危機管理の拠点としての機能強化

#### （2）対策

■地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての保健所機能を強化するため、専門的業務や企画調整機能などの充実、健康危機管理体制の強化を進めていく。

①専門的かつ技術的業務・支援の充実

ア 精神保健福祉、結核・エイズなどの感染症対策、難病対策や、母子保健福祉、高齢者保健福祉、障害者福祉、精神保健福祉などに関する市町への支援など対人保健サービスの専門的、技術的業務の充実を図るため、国が実施する職員の実務研修への参加や専門技術者による連絡会を開催する。

イ 食品衛生、環境衛生、公衆衛生、環境保全、医療機関や薬局等の監視指導等の専

門的、技術的業務の充実を図るため、国が実施する技術職員の研修への参加、監視指導の効率化・高度化や精度管理の徹底を図る。

## ②地域保健福祉の総合的サービスの提供

### ア 研修・支援・企画調整機能の強化

- ・市町職員等地域保健に携わる専門技術職員の育成のため、介護保険や難病対策や特定疾患に関することなど専門技術についての研修体制を充実する。
- ・地域保健対策において地域における中心的役割を果たすため、母子保健福祉、高齢者保健福祉、障害者福祉など市町が実施するサービスについて専門的立場から技術的助言などの援助を行う。
- ・地域で多数の関係機関が関与する保健対策全般の円滑な実施及び強化のため施策の企画・立案、計画の策定と推進及びその評価、保健・医療・福祉関係機関の連携強化等、企画調整機能の充実を図る。
- ・広域的、専門的かつ技術的な拠点として、地域の健康格差の縮小を図ることを目的に、広く保健・医療・福祉に関する情報を収集、管理及び分析し、県民や関係機関に提供するとともに、市町の健康増進計画等の計画策定、評価等の支援を行う。

### イ 情報の収集、整理及び活用の推進

- ・地域における保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集、管理及び分析するとともに、関係法令を踏まえつつ、関係機関や県民に対してこれらを積極的に提供するなど情報業務のシステム化を推進する。

### ウ 調査及び研究の推進

- ・地域特性に基づく保健課題に即した調査研究の推進を図り、その成果を関係機関に還元、活用することにより、保健事業の推進に資する。

## ③地域における健康危機管理の拠点としての機能強化

### ア 災害対策の充実強化

- ・消防本部、システム登録機関等の協力を得て、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を利用した防災通信訓練を実施する。
- ・保健医療計画推進協議会において、災害時における各機関の役割分担と相互の連携に努める。
- ・災害時には、EMISの運用確保と併せ、医療ボランティア等の受入れ、配置等の調整機能を確保できるよう体制を整備する。また、保健所を中心とした地域コーディネート体制（地域保健医療福祉調整本部）を構築し、管轄区域の保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うために必要な保健医療福祉ニーズ等の情報収集等を実施する。
- ・被災者等への保健活動が円滑に実施できるよう、市町の災害時保健活動体制構築への支援を行うとともに、保健師等関係者に対する研修等を実施するなど平

## 第7章 保健・医療基盤の充実

時からの体制整備に努める。

- ・災害時に、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、圏域内の精神保健医療体制の整備に努める。

### イ 健康危機管理体制の強化

- ・平常時から健康危機に備えるため、有事の際の BCP の発動や人員の補強方法などを具体的に定めた保健所健康危機対処計画を策定し、計画に基づいた実践的訓練と計画の評価・見直しを行うとともに、市町や地域医師会、管内医療機関、消防機関、警察機関等との、健康危機被害発生時の円滑な連絡・協力体制を確保する。
- ・管轄区域の感染症対応力を強化するため、特にハイリスク施設における感染症対策が充実するよう監査・指導を強化する。
- ・健康危機予防のため、食中毒や感染症などの知識の住民への普及や食品や毒劇物を扱う事業所の監視・指導を強化していく。